



参 考 资 料



名張市地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、名張市地域福祉計画の策定に関し、関係団体等の意見を反映させるため、名張市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 名張市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、各種団体、社会福祉事業者及び社会福祉活動団体の代表者並びに学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平生27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集し、会長が主宰する。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

名張市地域福祉推進協議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	区分	団体名等
市川 知恵子	社会福祉事業者 (障害者関係)	社会福祉法人 名張育成会 常務理事
清水 義生	社会福祉活動団体	つつじが丘・春日丘自治協議会 有償ボランティア事業「ねこの手」 会長
永田 祐	学識経験者	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
布川 高宏	社会福祉事業者 (高齢者関係)	社会福祉法人 弘仁会 特別養護老人ホーム国津園 施設長
福山 悦子	社会福祉活動団体	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
増岡 孝則	各種団体	名張商工会議所 専務理事
松浦 一郎	社会福祉活動団体	名張市老人クラブ連合会 会長
室谷 芳彦	各種団体	地域づくり代表者会議 副会長 (地縁法人美旗まちづくり協議会 会長)
八木 美由起	社会福祉活動団体	名張市子育てサークル連絡協議会 会長
山本 順仁	社会福祉事業者	社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 会長

3. 第3次名張市地域福祉計画策定の経過

		地域福祉推進協議会	備 考
26 年 度	6月		
	7月	○第1回 地域福祉推進協議会（7/17） ・委員委嘱等 ・名張市の地域福祉の推進と計画改訂について ・名張市地域福祉計画（第2次）の内容について ・第3次地域福祉計画に盛り込むべき事項	
	8月	○第2回 地域福祉推進協議会（8/29） ・第3次地域福祉計画に盛り込む事項	
	9月		
	10月	○第3回 地域福祉推進協議会（10/9） ・第3次地域福祉計画素案について	○主管室長会議（10/30）
	11月		○庁議（11/6） ○教育民生委員会（11/11）
	12月	※ 地域福祉計画の市民への公開、意見聴取（パブリックコメント）12月8日～1月7日	
	1月	○第4回 地域福祉推進協議会（1/14） ・第3次名張市地域福祉計画のパブリックコメントの意見募集結果報告及び計画（案）について	○主管室長会議（1/20） ○庁議（1/26） ○教育民生委員会（2/3）

名張市高齢者等実態調査

報告書

(平成25年度)

名張市・名張市民生委員児童委員協議会連合会

平成26年3月



名張市高齢者等実態調査の概要

1. 調査の目的

名張市においては、高齢化率が25.1%（平成25年9月1日現在）となっており、昭和40年代から相次いだ大規模な住宅団地の入居者等の急速な高齢化が、急速に進んでいます。

災害時の要援護者の支援のあり方や悪徳商法被害の防止など、社会構造の変化による課題が多様となっているなか、単身高齢者や高齢者のみ世帯などを対象に、民生委員児童委員による日頃の地域の見守り活動等を行うための実態把握や、対象者の生活状態等の基礎データを得ることにより行政施策の活用を推進することを目的として、調査を実施しました。

2. 調査対象者及び調査方法

「70歳以上の単身世帯の方」、「75歳以上のみ世帯の方」、「その他見守りが必要な方」の中で、調査に同意していただいた方を対象とし、民生委員児童委員による聴き取りにより実施しました。（平成25年7月1日基準日の住民基本台帳を基に調査）

3. 調査時期

平成25年9月 ～ 平成25年10月

4. 地区別調査状況

地 区	調査回収数	調査対象者数
名 張 地 区	588	755
鴻之台・希央台地区	27	51
蔵持地区	133	181
梅が丘地区	150	242
薦原地区	94	148
美旗地区	278	528
比奈知地区	209	324
すずらん台地区	147	173
錦生地区	95	152
赤目地区	242	347
箕曲地区	140	213
百合が丘地区	240	396
国津地区	74	135
つつじが丘地区	366	547
桔梗が丘地区	730	1,027
合 計	3,513	5,219

※住民基本台帳上で調査対象となっても、実際には同居家族がいる高齢者は対象外とし、また、住民基本台帳上対象とされていなくても、民生委員児童委員が必要と判断した方については調査対象としています。

高齢者等実態調査結果

1. 世帯の状況

・地区別の世帯の状況

	名張	鴻之台・希央台	蔵持	梅が丘	薦原	美旗	比奈知	すずらん台
70歳以上の一人暮らし	309	15	51	66	47	152	103	54
75歳以上の高齢者世帯	250	8	65	71	28	99	97	56
その他見守りが必要な方	29	4	17	13	19	27	9	37
合計	588	27	133	150	94	278	209	147

(人)

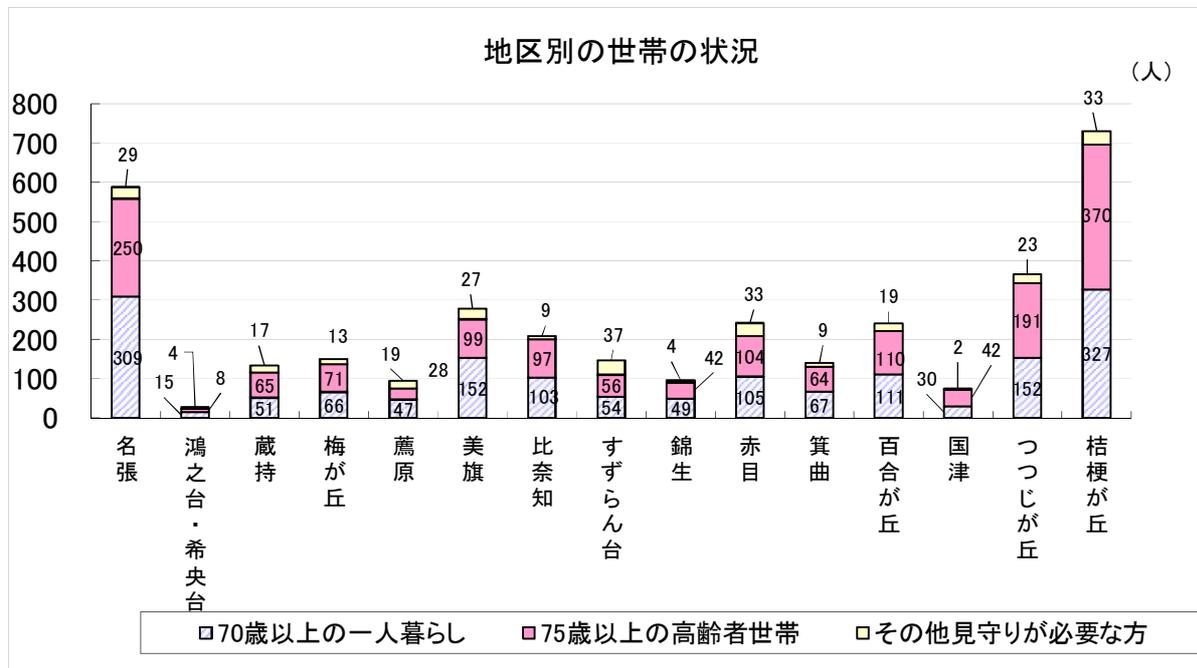
	錦生	赤目	箕曲	百合が丘	国津	つつじが丘	桔梗が丘	合計
70歳以上の一人暮らし	49	105	67	111	30	152	327	1,638
75歳以上の高齢者世帯	42	104	64	110	42	191	370	1,597
その他見守りが必要な方	4	33	9	19	2	23	33	278
合計	95	242	140	240	74	366	730	3,513

<参考>

(人)

名張市人口	81,700	(再掲) 15歳未満	(再掲) 15~64歳	(再掲) 65歳以上
		10,357	50,866	20,477
		12.7%	62.3%	25.1%

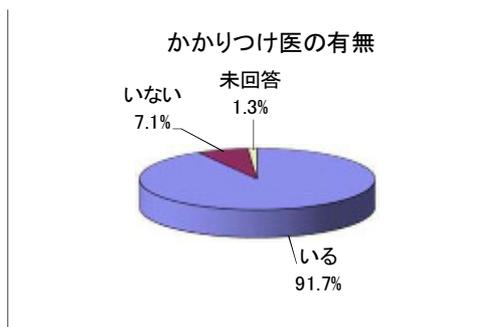
(平成25年 9月 1日現在)



2. 医療、健康の状況

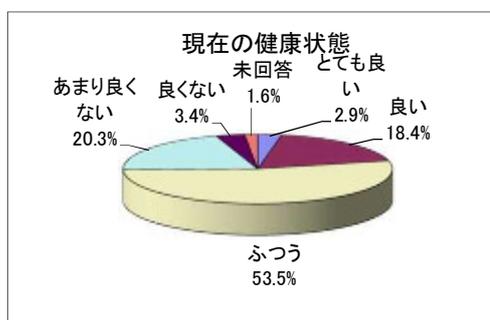
(1) 91.7%の人が、かかりつけ医がいると回答しています。

かかりつけ医 (人)		
いる	3,220	91.7%
いない	249	7.1%
未回答	44	1.3%
計	3,513	100.0%



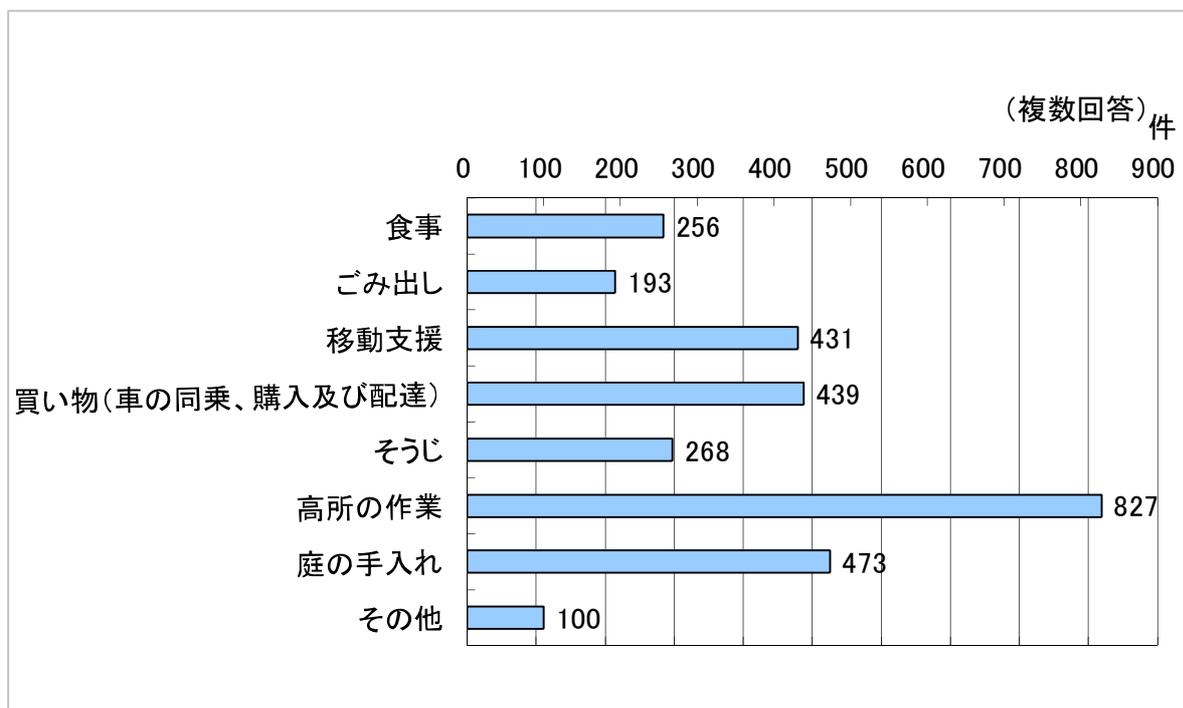
(2) 現在の健康状態がとても良い、または良いと回答した人は21.3%となっています。

現在の健康状態 (人)		
とても良い	101	2.9%
良い	645	18.4%
ふつう	1,878	53.5%
あまり良くない	713	20.3%
良くない	121	3.4%
未回答	55	1.6%
計	3,513	100.0%



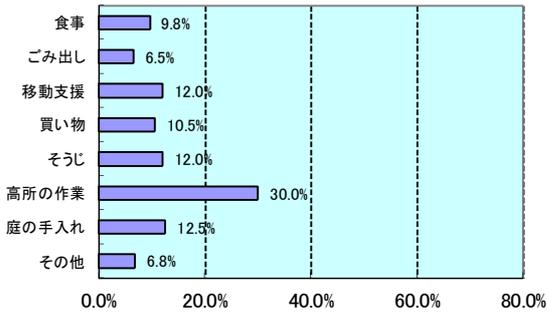
3. 生活の状況

(1) 今の自宅で暮らし続けるために、必要な援助は次のようになっています。



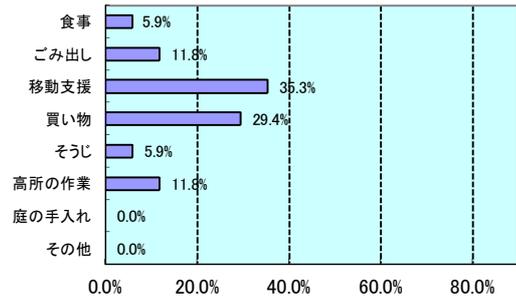
名張

回答者数146人【複数回答】



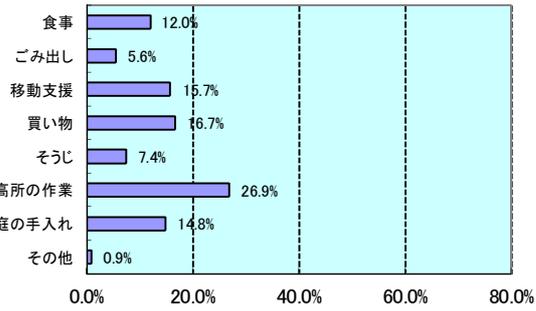
鴻之台・希央台

回答者数7人【複数回答】



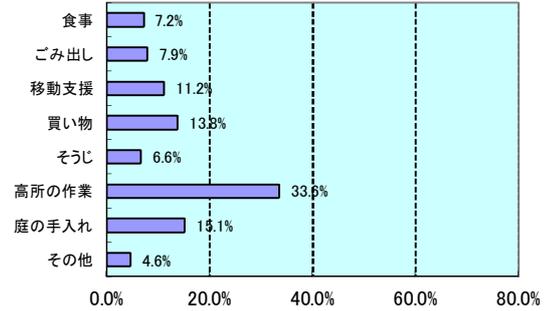
蔵持

回答者数48人【複数回答】



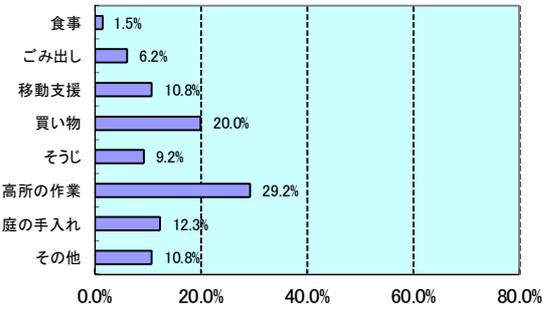
梅が丘

回答者数60人【複数回答】



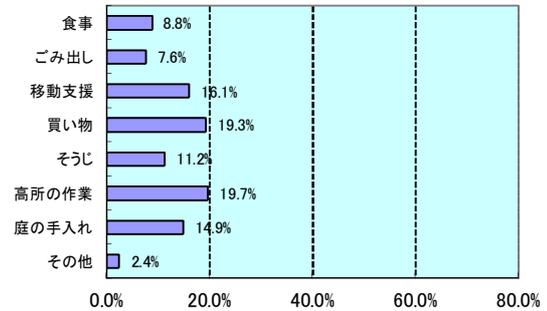
薦原

回答者数25人【複数回答】



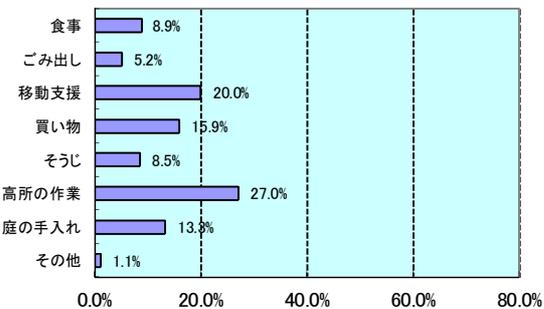
美旗

回答者数121人【複数回答】



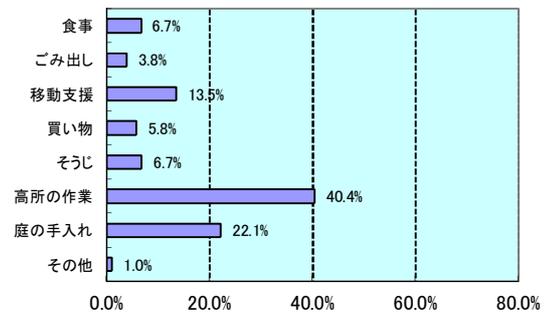
比奈知

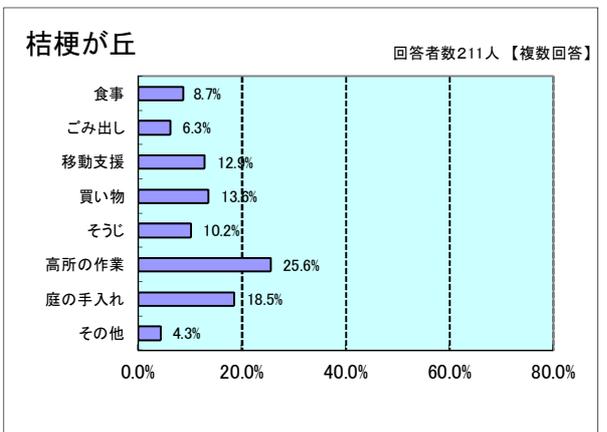
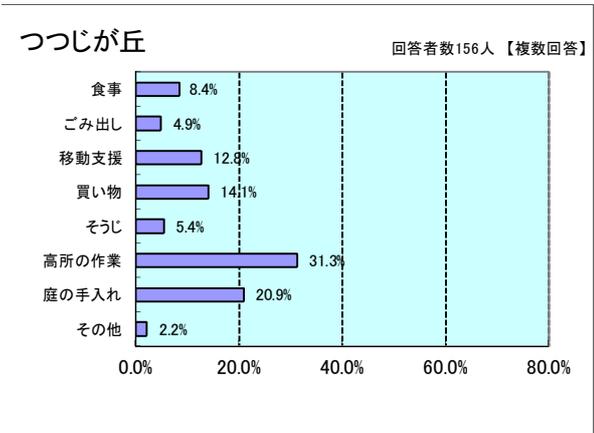
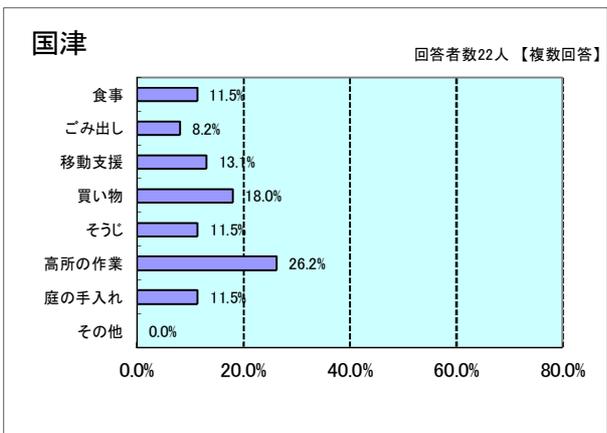
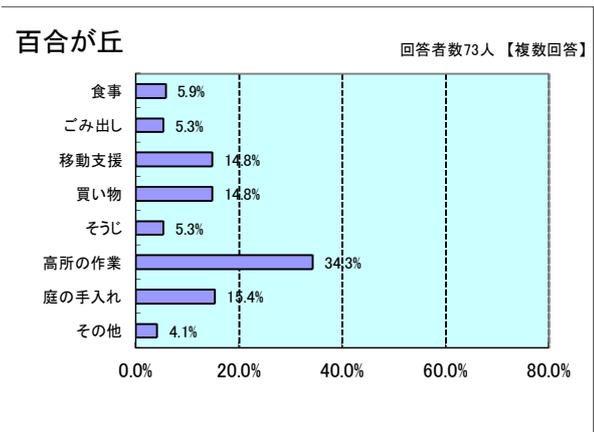
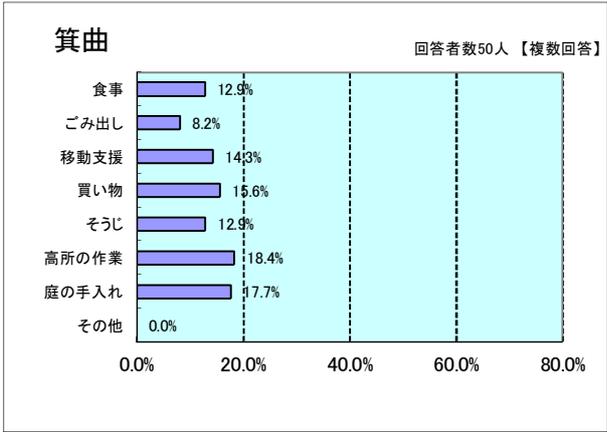
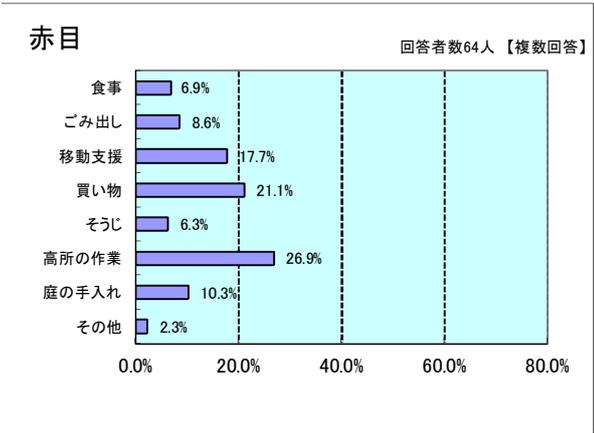
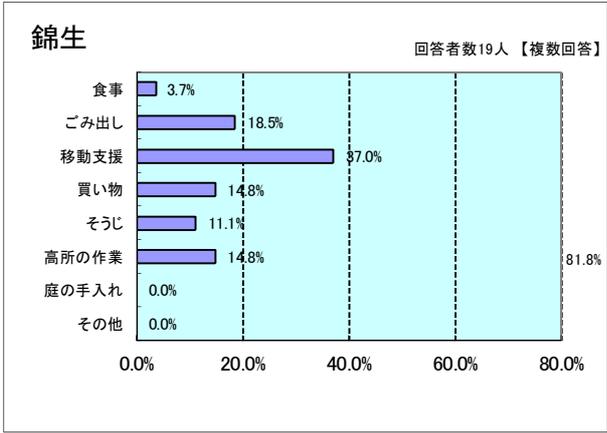
回答者数77人【複数回答】



すずらん台

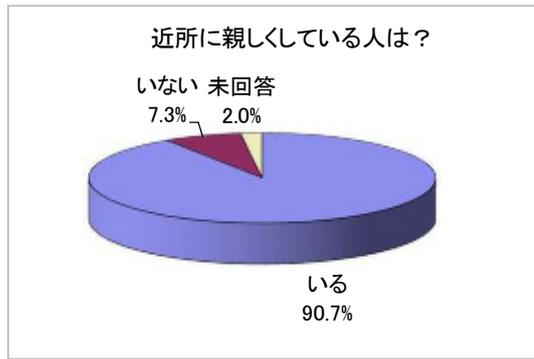
回答者数37人【複数回答】





(2) 近所に親しくしている人や、日常生活で困ったときに助けてくれる人がいる人は90.7%となっています。

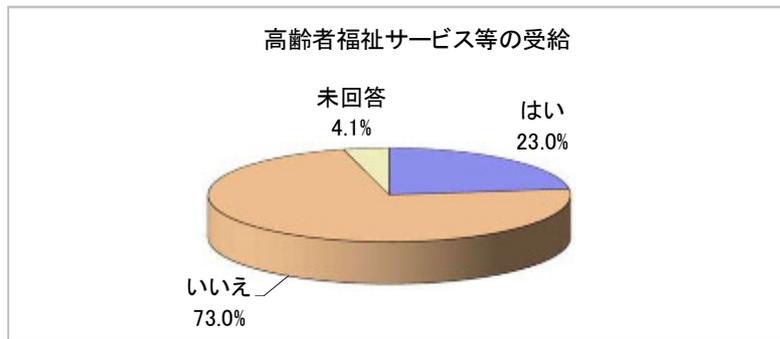
	(人)	
いる	3,187	90.7%
いない	256	7.3%
未回答	70	2.0%
計	3,513	100.0%



4. 高齢者福祉サービス等の状況

(1) 高齢者福祉サービスや介護保険サービス、地域でのサービスを受けている人は23.0%となっています。

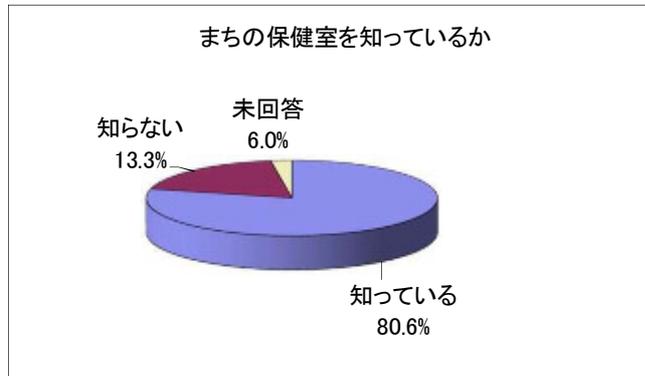
	(人)			
高齢者福祉サービス等を受けていますか。	計	はい	いいえ	未回答
	3,513	807	2,563	143



5. まちの保健室との関わり

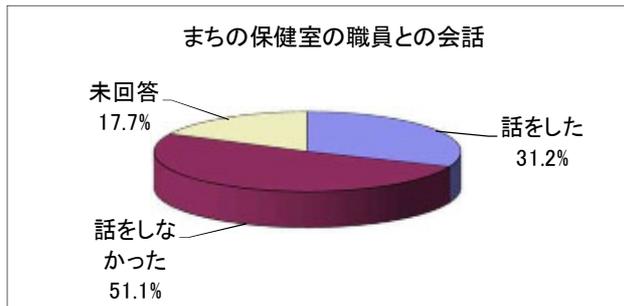
(1) 自分の地域の「まちの保健室」を知っている人は80.6%となっています。

はい	2,769	78.8%
いいえ	662	18.8%
未回答	82	2.3%
計	3,513	100.0%



(2) この1年間に「まちの保健室」の職員と話をした人は31.2%となっています。

話をした	1,096	31.2%
話をしなかった	1,795	51.1%
未回答	622	17.7%
計	3,513	100.0%



※パーセント表示については、四捨五入の結果、合計が100%になっていない箇所があります。

名張市高齢者等実態調査報告書

発行：名張市・名張市民生委員児童委員協議会連合会

名張市鴻之台1番町1番地

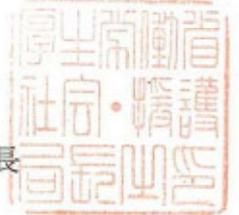
発行年月：平成26年 3月



社援発0327第13号
平成26年3月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知）、「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成22年8月13日社援地発0813第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により実施されているところである。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

貴職におかれては、本制度の趣旨を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいただくようご配慮いただくとともに、都道府県においては、市町村地域福祉計画の策定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

(別添)

生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画
及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
地域福祉推進の理念や基本目標を含む地域福祉計画の適切な部分に生活困窮者自立支援方策を位置づけるとともに、総合相談支援や権利擁護の推進等、既存の地域福祉施策との連携に関する事項を明記する。
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法等について具体的に明記する。

(生活困窮者に関する情報と把握方法の例)

- 各自治体において生活困窮者を把握し、支援を適切に実施する前提として、例えば、以下のような情報の把握が必要と考えられる。

(例)

- ・ 生活保護に関する情報（被保護者数、被保護世帯数 等）
 - ・ 生活困窮者に関する情報
（生活保護受給相談者数、失業者数、租税・保険料等の滞納者数 等）
 - ・ その他、関連する情報（ニート・引きこもり数、高校中退者数 等）
- 加えて、事業実施後には、本制度における各種支援の実施状況及びその成果の把握が必要である。
 - これらの生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、本制度の自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密な連携体制を構築することが重要であり、また、福祉部局にとどまらない全庁的な連携体制を検討する必要がある。対象者の早期把握のため、租税・保険料や公共料金の担当と連携し、生活困窮者が自立相談支援機関につながる紹介ルールの設定等についても検討する。
 - その他、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター等、多岐にわたる関係機関との連携により情報を把握する。一方で、行政機関で把握が困難な情報については、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生委員・児童委員等の地域ネットワーク、あるいは、近隣住民等によるインフォーマルな見守り活動等と連携して把握する。
 - また、上記のような生活困窮者の実態を把握した上で、将来にわたって、本制度の実施効果を見込むことで、より効果的な計画を策定することが望ましい。

3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援法に基づく支援の実施、関係機関や他制度による支援、民生委員や自治会、ボランティア等によるインフォーマルな支援等とともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりについて明記する。

(1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく支援

(必須事業)

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金

(任意事業)

- ・ 就労準備支援事業
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 家計相談支援事業
- ・ 学習支援事業、その他の自立支援事業

(その他)

- ・ 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

② 関係機関・他制度、多様な主体による支援

福祉事務所、ハローワークとの連携による支援（例えば、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等）、地域若者サポートステーション、生活福祉資金貸付制度等、生活困窮者に包括的な支援を提供するための福祉や雇用に関するサービス等を具体的に明記する。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による訪問やサロン活動等、あるいは、自治会や町内会など近隣住民やボランティア等による日常的な見守りや助け合いの活用等について明記する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になる。既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じ、特長を生かした地域づくりについて具体的に明記する。

4. その他の留意事項等

(1) 都道府県地域福祉支援計画に関する留意事項

- ① 都道府県地域福祉支援計画において、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項」等を定めることとしているが、これは、市町村だけでなく、都道府県自らが確保すべき必要な福祉サービスの目標量やその達成のための具体的方策も含まれる。

- ② 本制度は福祉事務所設置自治体を実施主体としており、町村部の多くは都道府県福祉事務所の所管区域となっていることから、都道府県地域福祉支援計画では、市部の支援に関する事項とともに、都道府県福祉事務所設置圏域となる町村部に対する生活困窮者自立支援方策について明記する。
- ③ 具体的には、都道府県福祉事務所設置圏域における自立相談支援機関の運営、相談支援機関設置等に係る広域的な調整、相談支援員をはじめとする人材の育成・研修、就労支援先の開拓などの新たな社会資源の創出等について明記する。

(2) 福祉事務所未設置の町村に関する留意事項

- ① 福祉事務所を設置していない町村においては都道府県が実施主体となる。しかし、町村が、住民のなかに支援の対象とすべき生活困窮者が存在しうることを理解しておく必要がある。町村は住民に最も身近な自治体としての役割を發揮することが求められるため、生活困窮者自立支援方策について地域福祉計画に必要な事項を盛り込む。
- ② 具体的には、町村は住民に最も身近な自治体であり都道府県よりも住民に関する情報を有していることから、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割が期待されるため、生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能について明記する。また、町村における独自施策との連携による支援や、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等を明記する。

(3) 計画の策定及び改定に関する留意事項

- ① 平成27年4月の法施行に合わせて生活困窮者自立支援方策を盛り込んだ計画が策定されることが望ましい。しかし、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画は、その計画期間について、策定指針*で「概ね5年とし3年で見直すことが適当」とされており、既に計画策定済みの自治体においては、5年ごとの改定の時期、あるいは、3年目の計画見直しの時期に合わせて策定することも差し支えないが、可能な限り早期に生活困窮者自立支援方策を盛り込んだ計画が策定されるよう留意していただきたい。
- ② 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定または改定の時期までの暫定的な対応として、生活困窮者自立支援に関する計画として単独計画を策定することも考えられる。しかし、単独計画を策定する場合においても、策定指針*に示された事項を参考に策定されるよう留意していただきたい。

*策定指針…「町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について

(一人ひとりの地域住民への訴え)」平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会